



ふくやまし

福山市

Fukuyama City

福山市下水道事業における ウォーターPPP導入の検討に向けた マーケットサウンディングの実施について

2026年（令和 8 年） 8 月

福山市上下水道局 工務部 上下水道計画課

目次

1. 福山市における下水道事業の概要
2. 福山市における下水道事業と課題
3. ウォーターPPPを導入する必要性について
4. ウォーターPPP導入による注意点について
5. 福山市の導入検討方針（案）
6. マーケットサウンディング（MS）について
7. 今後のスケジュールについて

1. 福山市における下水道事業の概要

本市の下水道事業は、1952年（昭和27年）に戦災復興事業と合わせて公共下水道事業認可を取得し、新浜処理区の公共下水道工事に着手しました。

1974年（昭和49年）には、「芦田川流域下水道事業」が広島県を事業主体として計画され、府中市から旧新市町、福山市（後に旧沼隈町も編入）に跨る広域的な整備が進められました。

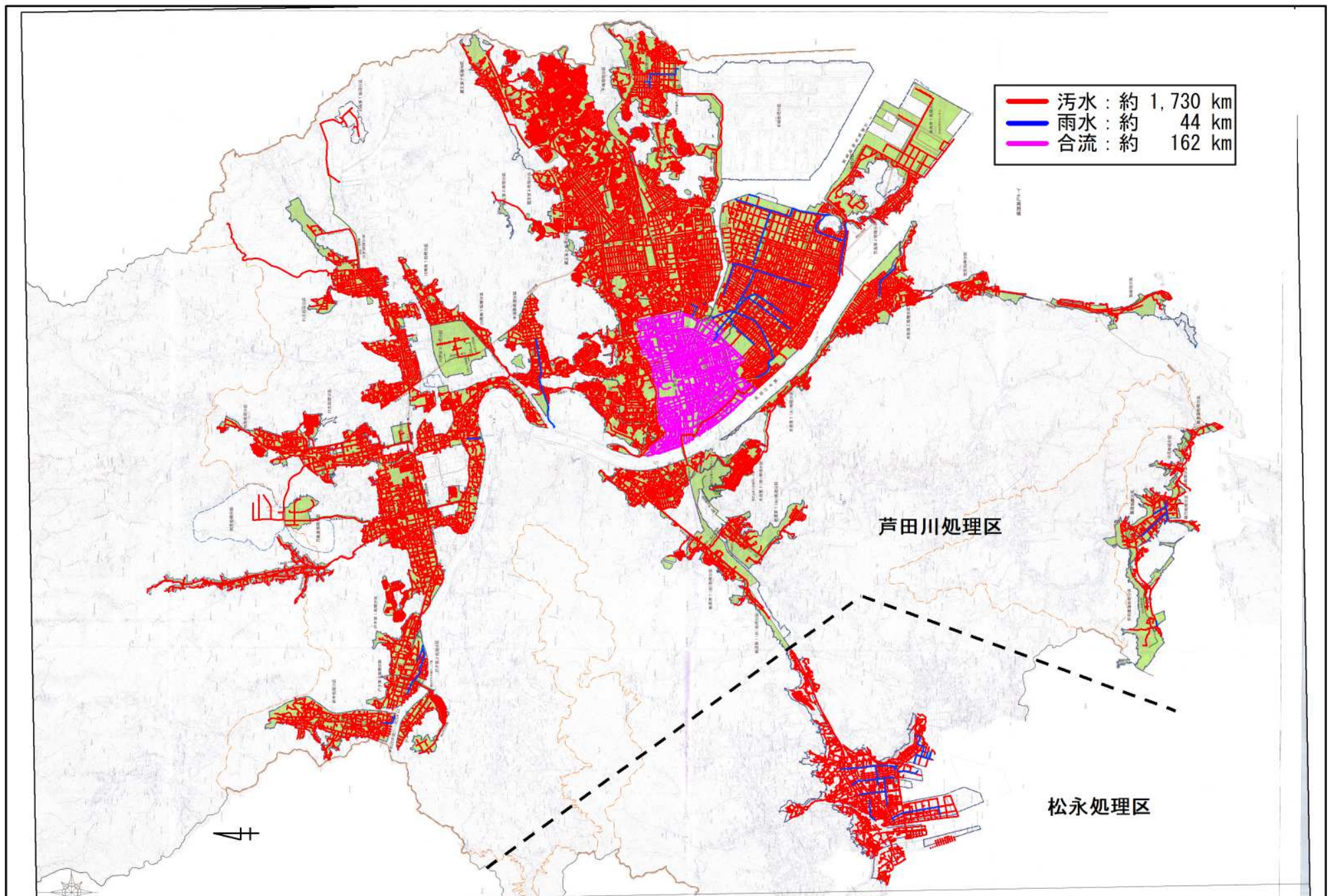
1978年（昭和53年）には、福山市も芦田川流域下水道に接続するための事業認可を取得し、芦田川流域関連公共下水道・芦田川処理区として1984年（昭和59年）に供用開始しました。

松永地域では、松永浄化センターを終末処理場とする松永処理区として整備が進められ、1992年（平成4年）に供用開始しました。

2014年（平成26年）新浜処理区の下水は芦田川流域下水道に接続替し、芦田川流域関連公共下水道・芦田川処理区に編入しました。

2023年（令和5年）度末時点では事業区域を松永処理区では約627ha、芦田川処理区では7,999haまで拡大し、現在も事業継続中です。

1. 福山市における下水道事業の概要



1. 福山市における下水道事業の概要

1-1. 松永処理区

名 称	松永浄化センター
所 在 地	福山市柳津町一丁目10番1号
現有処理能力	7,400 m ³ /日
現有処理方式	標準活性汚泥法
供用開始年月	1992年4月

名 称	本郷川中継ポンプ場	柳津ポンプ場	松永ポンプ場
所 在 地	福山市南今津町	福山市柳津町三丁目	福山市松永町五丁目
排 除 方 式	分流式（汚水）	分流式（雨水）	分流式（雨水）
現 有 能 力	1.1 m ³ /分	352.0 m ³ /分	680.0 m ³ /分
供用開始年月	2003年4月	1994年3月	1977年10月

名 称	機織ポンプ場	相生ポンプ場	西系用地排水ポンプ場
所 在 地	福山市南松永町三丁目	福山市柳津町一丁目	福山市柳津町一丁目
排 除 方 式	分流式（雨水）	分流式（雨水）	分流式（雨水）
現 有 能 力	432.0 m ³ /分	54.0 m ³ /分	3.0 m ³ /分
供用開始年月	2002年4月	1989年6月	1993年4月

1-2. 芦田川処理区

名 称	新浜ポンプ場
所 在 地	福山市松浜町三丁目
排 除 方 式	合流式（雨水）
現 有 能 力	553.0 m ³ /分
供用開始年月	1959年6月

名 称	神島中継ポンプ場	大門中継ポンプ場	坪生中継ポンプ場
所 在 地	福山市山手町五丁目	福山市大門町五丁目	福山市坪生町四丁目
排 除 方 式	分流式（汚水）	分流式（汚水）	分流式（汚水）
現 有 能 力	14.4 m ³ /分	5.5 m ³ /分	2.8 m ³ /分
供用開始年月	1990年8月	2001年4月	2006年4月

名 称	明王台第1中継ポンプ場	明王台第2中継ポンプ場	木之庄中継ポンプ場
所 在 地	福山市明王台二丁目	福山市明王台四丁目	福山市西町三丁目
排 除 方 式	分流式（汚水）	分流式（汚水）	分流式（汚水）
現 有 能 力	0.8 m ³ /分	1.6 m ³ /分	9.6 m ³ /分
供用開始年月	1986年12月	1986年12月	1973年4月

名 称	手城ポンプ場	松浜ポンプ場	一ツ樋ポンプ場 （増設中） ※2028年度供用開始予定
所 在 地	福山市東手城町二丁目	福山市松浜町三丁目	福山市東川口町一丁目
排 除 方 式	分流式（雨水）	分流式（雨水）	分流式（雨水）
現 有 能 力	1,092.0 m ³ /分	740.0 m ³ /分	744.0 m ³ /分
供用開始年月	1988年11月	1983年4月	1968年4月

名 称	箕島ポンプ場	水呑ポンプ場	大津野ポンプ場
所 在 地	福山市箕島町字飛地	福山市水呑町三新田二丁目	福山市大門町五丁目
排 除 方 式	分流式（雨水）	分流式（雨水）	分流式（雨水）
現 有 能 力	136.2 m ³ /分	1,581.0 m ³ /分	1,111.0 m ³ /分
供用開始年月	1967年4月	1975年4月	1985年11月

名 称	中津原ポンプ場	千田ポンプ場 （増設中） ※2027年度供用開始予定	森脇ポンプ場 （建設中） ※2029年度供用開始予定
所 在 地	福山市御幸町大字中津原	福山市御幸町字坂田渡	福山市御幸町大字森脇
排 除 方 式	分流式（雨水）	分流式（雨水）	分流式（雨水）
現 有 能 力	114.0 m ³ /分	722.0 m ³ /分	—
供用開始年月	2008年9月	1990年3月	—

1. 福山市における下水道事業の概要

1-2. 芦田川処理区

名 称	新涯ポンプ場	新市ポンプ場	戸手ポンプ場
所 在 地	福山市新涯町四丁目	福山市新市町大字新市	福山市新市町大字戸手
排 除 方 式	分流式（雨水）	分流式（雨水）	分流式（雨水）
現 有 能 力	1,812.0 m ³ /分	246.0 m ³ /分	504.0 m ³ /分
供用開始年月	1985年4月	1993年5月	1987年4月

名 称	千年ポンプ場	大山ポンプ場	中央ポンプ場 （増設中） ※2031年度供用開始予定
所 在 地	福山市沼隈町草深	福山市入船町三丁目	福山市東川口町一丁目
排 除 方 式	分流式（雨水）	分流式（雨水）	分流式（雨水）
現 有 能 力	320.0 m ³ /分	720.0 m ³ /分	875.0 m ³ /分
供用開始年月	1977年4月	1973年4月	2011年4月

名 称	蔵王ポンプ場（建設中） ※2028年度供用開始予定
所 在 地	福山市明神町二丁目
排 除 方 式	分流式（雨水）
現 有 能 力	—
供用開始年月	—

1-3. マンホールポンプ

(マンホールポンプ)			
1	明見ポンプ場	引野町南一丁目 1 番 1 号	1974年度
2	鳳第3ポンプ場	伊勢丘八丁目 5 番	1976年度
3	城北第1ポンプ場	久松台二丁目 3 4 番	1978年6月
4	城北第2ポンプ場	久松台二丁目地内	1978年6月
5	宇山ポンプ場	春日町宇山 1 2 7	1990年5月
6	北本庄マンホールポンプ	北本庄五丁目地内	1995年4月
7	今津島マンホールポンプ	松永町三丁目地内	1995年7月
8	引野北マンホールポンプ	引野町北三丁目地内	1995年12月
9	相方マンホールポンプ	新市町大字相方 2 5 8 番 2	1996年4月
10	明王台補助ポンプ場	明王台四丁目 1 3 番	1996年4月
11	横尾駅前マンホールポンプ	横尾町一丁目地内	1998年7月
12	福山港南マンホールポンプ	新涯町二丁目地内	1998年7月
13	千田北第1マンホールポンプ	千田町三丁目地内	1999年9月
14	千田北第2マンホールポンプ	千田町三丁目地内	1999年9月
15	山手マンホールポンプ	山手町七丁目地内	1999年9月
16	箕島第1マンホールポンプ	箕島町地内	2000年12月
17	駅家近田マンホールポンプ	駅家町地内	2001年4月
18	御幸マンホールポンプ	御幸町地内	2001年4月
19	千田南第1マンホールポンプ	千田町二丁目地内	2001年4月
20	駅家中島マンホールポンプ	駅家町地内	2002年4月
21	引野北五丁目マンホールポンプ	引野町北五丁目地内	2002年4月
22	北本庄第2マンホールポンプ	北本庄三丁目地内	2003年8月
23	西深津マンホールポンプ	西深津町五丁目地内	2004年3月
24	神村第1マンホールポンプ	神村町地内	2004年4月
25	水呑向丘第1マンホールポンプ	水呑向丘地内	2004年12月
26	松永町四丁目マンホールポンプ	松永町四丁目地内	2005年4月
27	高西町二丁目マンホールポンプ	高西町二丁目地内	2005年4月
28	千田南第2マンホールポンプ	千田町二丁目地内	2006年2月
29	駅家万能倉マンホールポンプ	駅家町地内	2006年4月
30	坪生第1マンホールポンプ	坪生町四丁目地内	2006年4月
31	沼隈草深第1マンホールポンプ	沼隈町地内	2006年4月
32	沼隈明神マンホールポンプ	沼隈町地内	2006年4月
33	神村第2マンホールポンプ	神村町地内	2006年4月
34	坪生第3マンホールポンプ	坪生町五丁目地内	2007年4月
35	神辺第1マンホールポンプ	神辺町地内	2008年4月
36	御幸第1マンホールポンプ	御幸町地内	2008年4月
37	千田北第3マンホールポンプ	千田町四丁目地内	2008年4月
38	津之郷第1マンホールポンプ	津之郷町地内	2008年4月
39	瀬戸第1マンホールポンプ	瀬戸町大字長和 2 5 2 番地の 2	2008年4月
40	戸手第1マンホールポンプ	新市町地内	2008年5月

1. 福山市における下水道事業の概要

1-3. マンホールポンプ

	施 設 名	住 所	供用開始年月
(マンホールポンプ)			
41	坪生第4マンホールポンプ	坪生町一丁目地内	2009年4月
42	水呑第1マンホールポンプ	水呑町地内	2009年4月
43	水呑第2マンホールポンプ	水呑町地内	2009年8月
44	今津第1マンホールポンプ	今津町地内	2010年6月
45	竹ヶ端第1マンホールポンプ	水呑町地内	2010年7月
46	加茂第1マンホールポンプ	加茂町地内	2011年4月
47	赤坂第1マンホールポンプ	赤坂町地内	2011年4月
48	今津第2マンホールポンプ	今津町地内	2011年4月
49	神辺第2マンホールポンプ	神辺町地内	2012年3月
50	明王台第1マンホールポンプ	明王台三丁目地内	2012年3月
51	明王台第2マンホールポンプ	明王台一丁目地内	2012年3月
52	水呑第3マンホールポンプ	水呑町地内	2012年3月
53	明王台第3マンホールポンプ	明王台一丁目地内	2013年3月
54	沼隈常石第3マンホールポンプ	沼隈町地内	2013年3月
55	沼隈常石第5マンホールポンプ	沼隈町地内	2013年3月
56	竹ヶ端第2マンホールポンプ	水呑町地内	2013年4月
57	柳津マンホールポンプ	柳津町地内	2013年4月
58	沼隈常石第4マンホールポンプ	沼隈町地内	2013年5月
59	坪生第5マンホールポンプ	坪生町南二丁目地内	2014年3月
60	神島マンホールポンプ	神島町地内	2014年3月
61	今津第4マンホールポンプ	今津町地内	2014年3月
62	沼隈常石第9マンホールポンプ	沼隈町地内	2014年6月
63	戸手第2マンホールポンプ	新市町地内	2015年3月
64	大門第1マンホールポンプ	大門町地内	2015年3月
65	大門第2マンホールポンプ	大門町地内	2015年3月
66	大門第3マンホールポンプ	大門町旭地内	2015年3月
67	高西町一丁目マンホールポンプ	高西町一丁目地内	2015年3月
68	今津第3マンホールポンプ	今津町地内	2015年3月
69	今津北マンホールポンプ	今津町地内	2015年3月
70	松永町三丁目マンホールポンプ	松永町三丁目地内	2015年3月
71	沼隈常石第6マンホールポンプ	沼隈町地内	2015年5月
72	坪生第6マンホールポンプ	坪生町一丁目地内	2015年6月
73	坪生第7マンホールポンプ	坪生町六丁目地内	2016年3月
74	箕島第2マンホールポンプ	箕島町地内	2016年3月
75	沼隈常石第2マンホールポンプ	沼隈町地内	2016年3月
76	水呑第4マンホールポンプ	水呑町地内	2017年12月
77	引野マンホールポンプ	引野町地内	2018年3月
78	伊勢丘第2マンホールポンプ	伊勢丘四丁目及び伊勢丘二丁目地内	2019年10月
79	食肉センターマンホールポンプ	御幸町地内	2019年11月
80	伊勢丘第1マンホールポンプ	伊勢丘四丁目地内	2020年4月

	施 設 名	住 所	供用開始年月
(マンホールポンプ)			
81	草戸第1マンホールポンプ	草戸町地内	2020年4月
82	坪生第10マンホールポンプ	坪生町南三丁目地内	2020年4月
83	坪生第11マンホールポンプ	坪生町南三丁目地内	2020年4月
84	坪生第8マンホールポンプ	坪生町及び坪生町六丁目地内	2020年8月
85	大門第4マンホールポンプ	大門町地内	2023年2月
86	瀬戸第2マンホールポンプ	瀬戸町地内	2024年4月
87	宇山第1マンホールポンプ	春日町地内	2026年6月
88	宇山第2マンホールポンプ	春日町地内	2026年6月
89	服部中央中継ポンプ場	駅家町地内	2014年3月
90	服部本郷マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
91	雨木マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
92	服部永谷1号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
93	服部永谷2号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
94	服部永谷3号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
95	服部永谷4号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
96	服部永谷5号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
97	服部永谷6号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
98	服部永谷7号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
99	新山1号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
100	新山2号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
101	新山3号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
102	新山4号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
103	新山5号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
104	助元1号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月
105	助元2号マンホールポンプ	駅家町地内	2003年4月

1-4. 貯留施設

(貯留施設)			
1	中央雨水滞水池（污水関連施設）	東川口町一丁目1番1号	2014年4月
2	宮内調整池（雨水関連施設）	新市町大字宮内181-2	2011年4月

1-5. その他処理施設

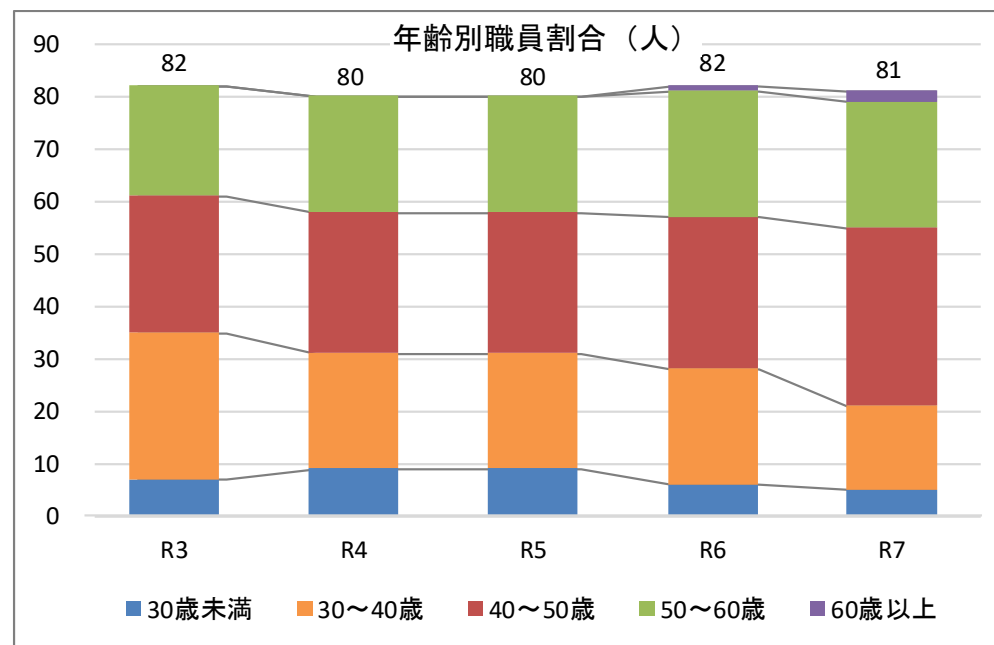
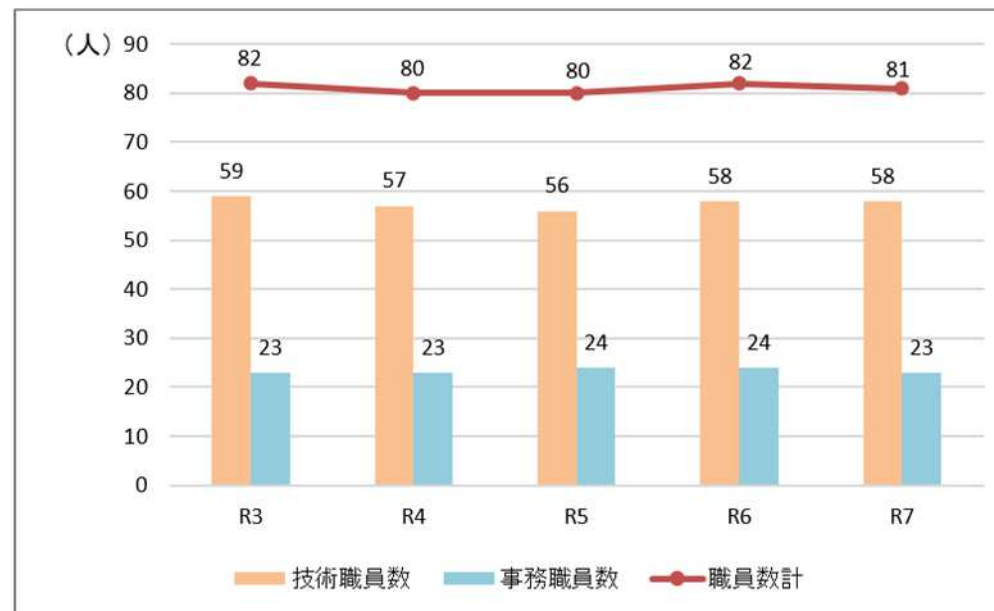
名 称	神辺工業団地汚水処理施設
所 在 地	福山市神辺町旭丘20番地
現有処理能力	80 m ³ /日
現有処理方式	活性汚泥法（長時間曝気）＋接触曝気
供用開始年月	1991年4月

2. 福山市における下水道事業と課題

ヒト 職員体制

一定の職員数を確保できています。

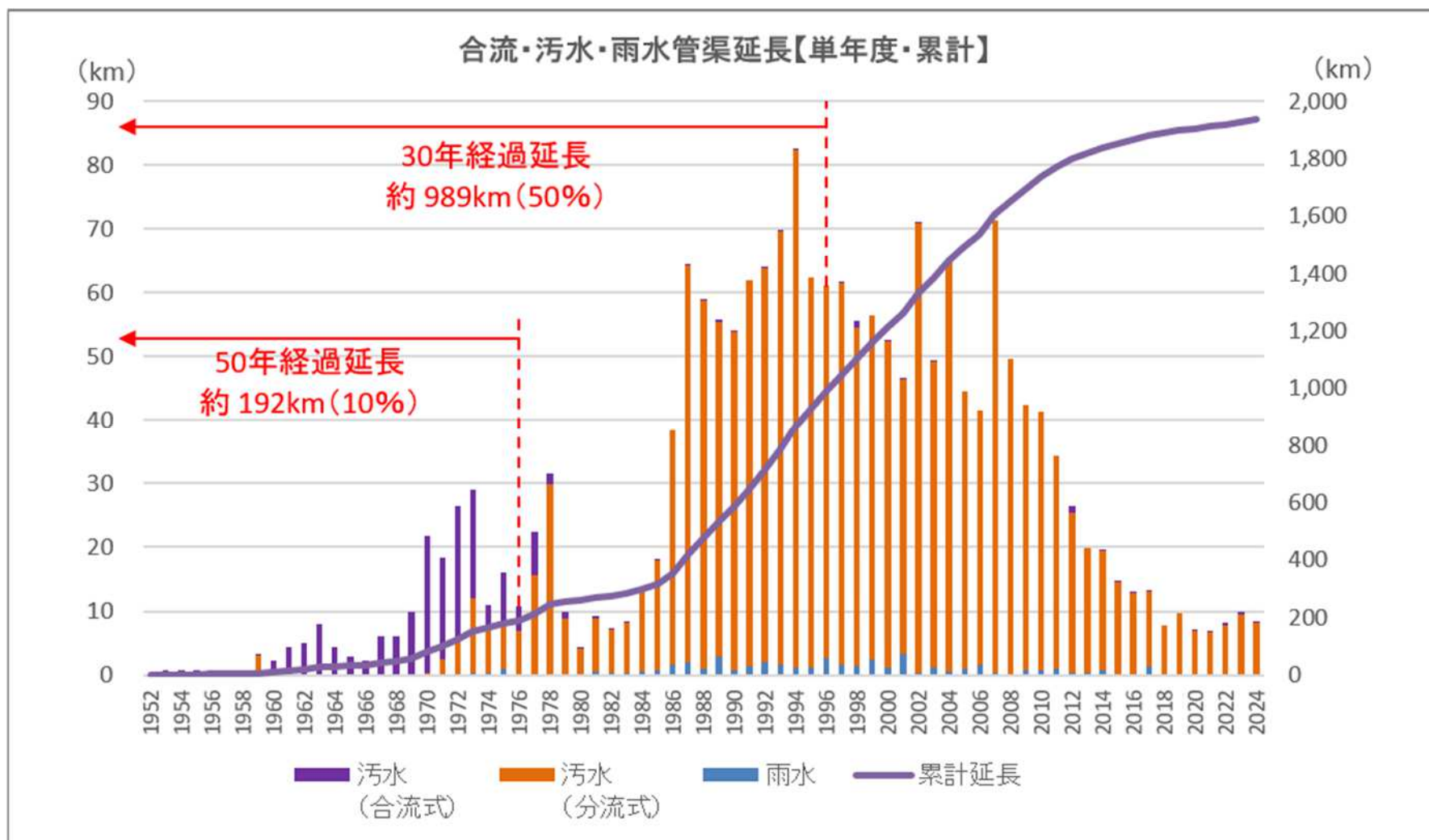
職員数は横ばいであるものの、30歳未満の職員の割合はやや少ない状況にあります。



2. 福山市における下水道事業と課題

モノ 老朽化施設の急増（管路）

2024年（令和6年）度末時点では合流管のほとんどが50年を経過しています。全体では経過年数が50年以上の管きょが10%ほどですが、今後20年以内に50年以上経過する管きょは約50%となり、老朽化が進行した管路が急増します。



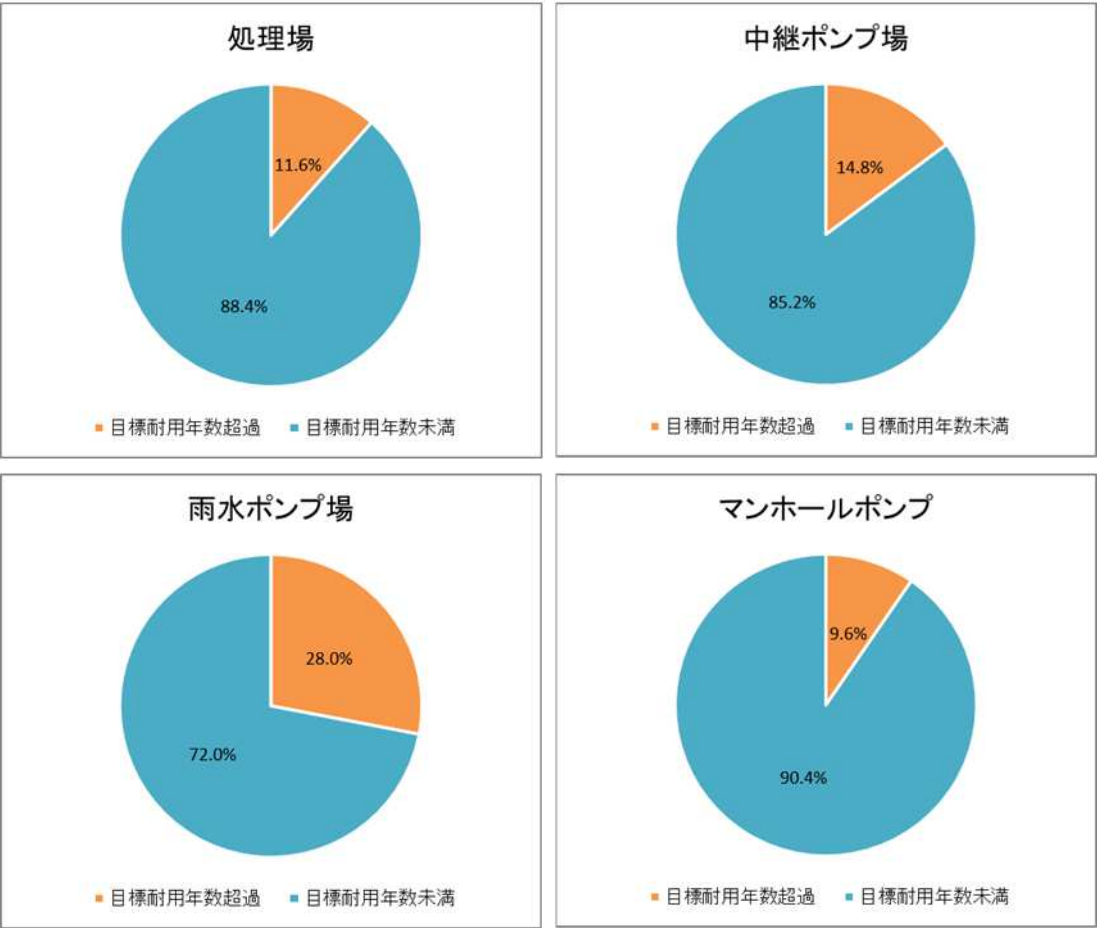
2. 福山市における下水道事業と課題

モノ

老朽化施設の急増（施設）

現状で目標耐用年数を超過した資産が概ね10%以上となっています。

今後は、全ての施設で耐用年数を超過した資産が増加するため、計画的な改築が求められています。



工種	施設	設備点数		
		点数	目標耐用年数超過	目標耐用年数未満
機械	処理場	214	0	214
	中継ポンプ場	120	5	115
	ポンプ場(雨水)	795	221	574
	マンホールポンプ	128	0	128
電気	処理場	232	16	216
	中継ポンプ場	130	14	116
	ポンプ場(雨水)	682	119	563
	マンホールポンプ	191	11	180
土木	処理場	24	0	24
	中継ポンプ場	38	0	38
	ポンプ場(雨水)	82	0	82
	マンホールポンプ	10	0	10
建築・設備	処理場	60	45	15
	中継ポンプ場	58	32	26
	ポンプ場(雨水)	213	155	58
	マンホールポンプ	27	23	4
全工種計	処理場	530	61	469
	中継ポンプ場	346	51	295
	ポンプ場(雨水)	1,772	495	1,277
	マンホールポンプ	356	34	322

(出典：福山市公共下水道ストックマネジメント修繕改築計画策定業務委託 報告書（ポンプ場施設編）令和4年3月）
(出典：松永浄化センター修繕改築計画策定業務委託 報告書 令和6年2月）

2. 福山市における下水道事業と課題

カネ 更新需要の増大

現状の経費回収率は100%で推移しており、適切な運営が出来ていると考えられます。

しかし、汚水処理原価は近年増加しており、今後も物価高騰や労務単価の上昇が見込まれることや、管きょ等の老朽化が進むことによる改築需要に伴う投資の増加が見込まれることから、安定した運営が求められます。



(出典：令和6年度 経営比較分析表)

- ① 経費回収率(%) … 事業に必要な経費を料金収入でどの程度回収できているかを示す指標。
- ② 汚水処理原価(円) … 汚水1m³を処理するために要した費用。
- ③ 管渠老朽化率(%) … 法定耐用年数を経過した管きょ延長の割合。

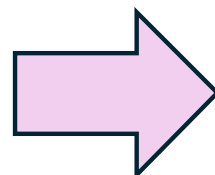
2. 福山市における下水道事業と課題

まとめ

福山市の課題と今後の対応方針

観点	現状分析・課題	今後の対応方針
ヒト	・ 30代未満の職員の割合がやや少ない ⇒ 将来増加する業務に対する人員不足 ⇒ これまで培ってきた技術や専門知識の継承が困難	将来の計画的な事業執行に備えて、官民が相補的な関係において、確実な事業運営を実施
モノ	・ 老朽化管路・施設の増加 ・ 計画的な施設改築の実施 ⇒ 網羅的な改築事業の実施は様々な観点から困難であるため、維持管理を重点に置いた更新計画が必要	維持管理を起点とした改築更新計画に則り、適切に更新を実施 新設・改築計画と整合を図った維持管理の実施
カネ	・ 更新需要の増大に伴う投資額増 ⇒ 使用料収入の減少や物価高騰等による事業費の増大により、安定的な下水道事業運営の継続が困難	「行政責任を踏まえたうえで公と民の役割分担を明確にし、可能な業務について民間活力を導入」することで、市民サービスを安定的に提供

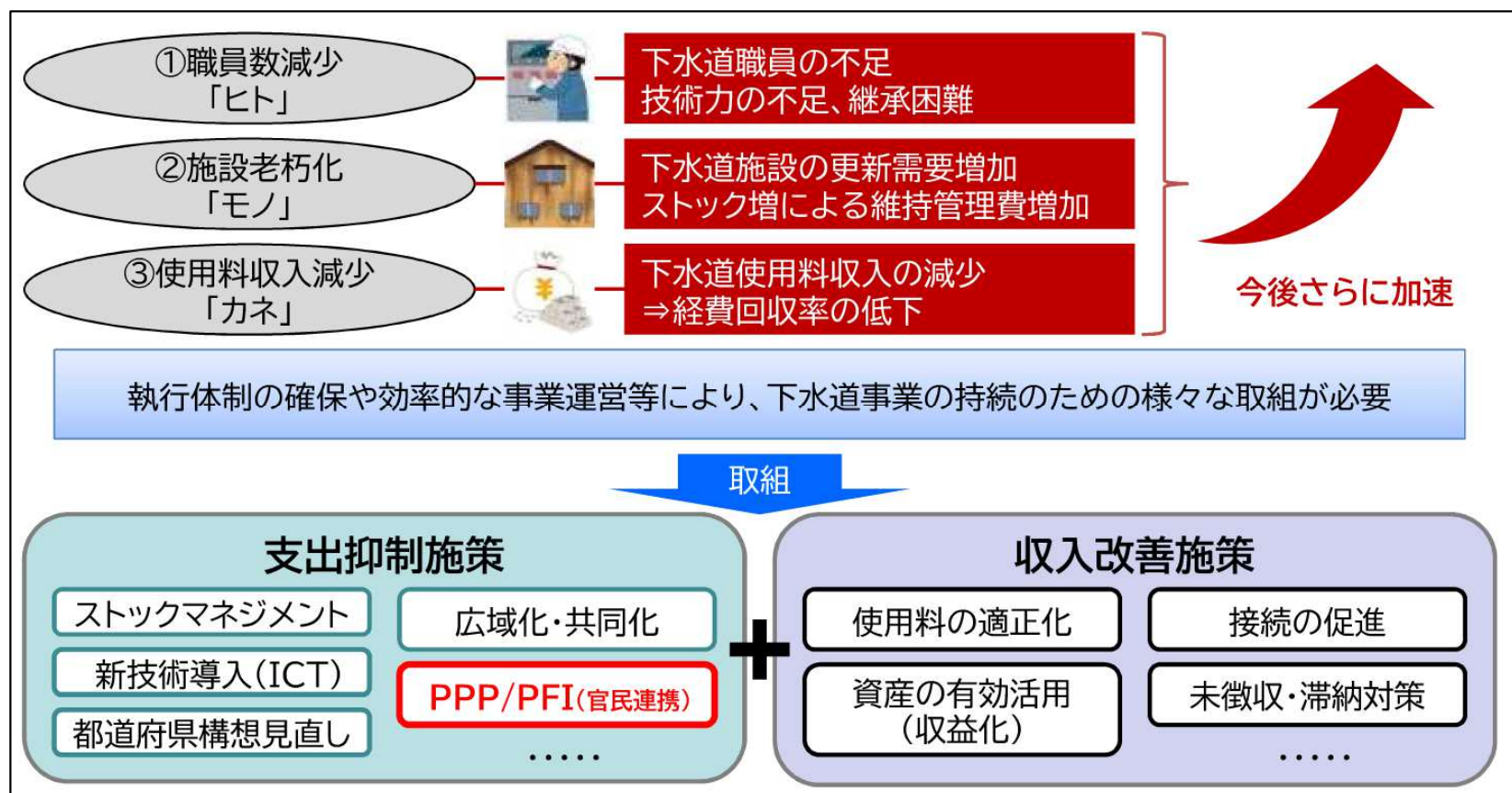
下水道事業の課題
【ヒト・モノ・カネ】



官民連携事業
(PPP/PFI) を推進

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

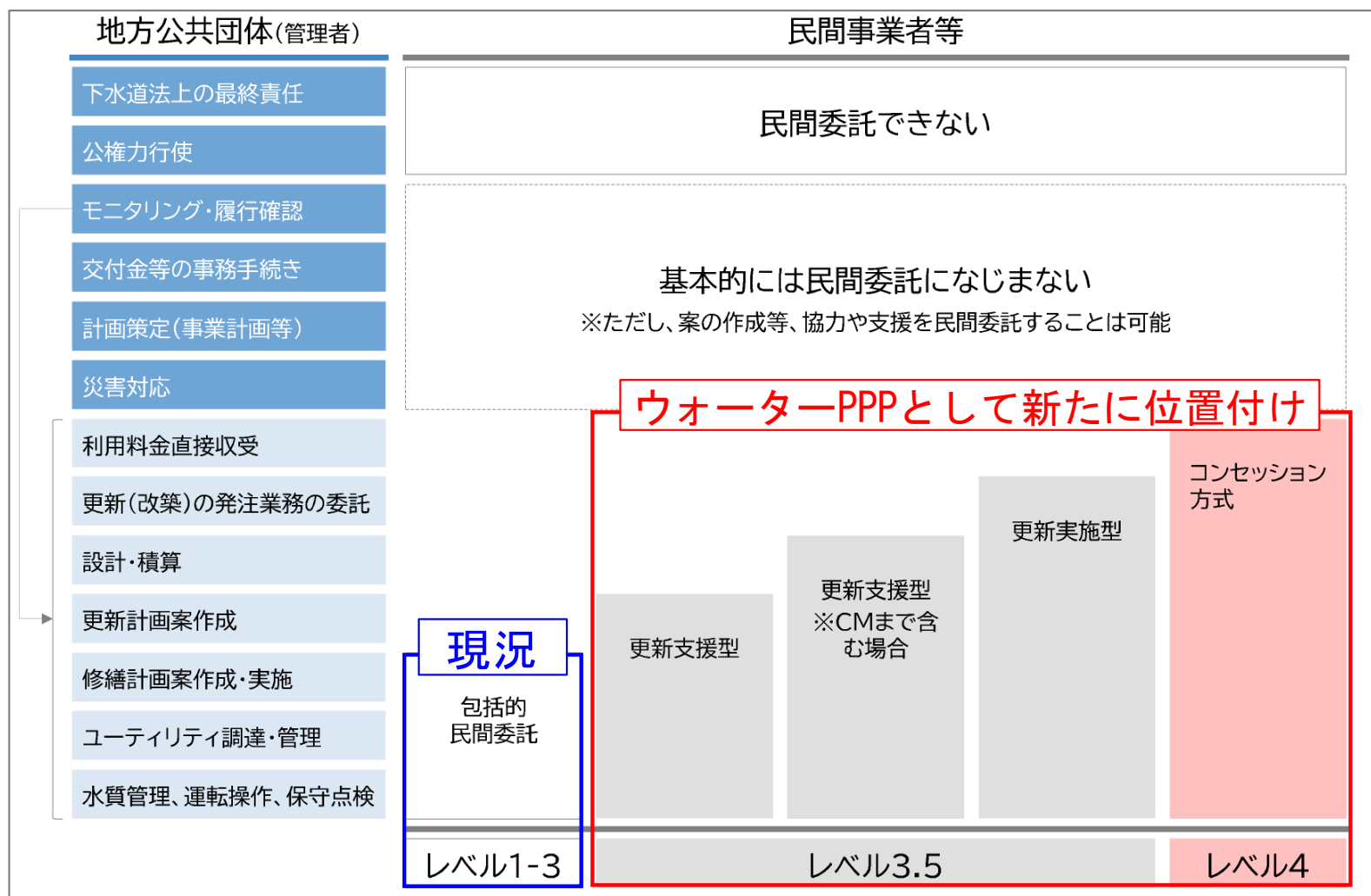
国は下水道事業が抱える課題（ヒト・モノ・カネ）を解決するための手法の一つとして民間の創意工夫を活かし、事業の効率化を向上させることができる官民連携事業（PPP/PFI）の推進を提示しています。また、地方公共団体において、それぞれの経営課題や地域の実情をしっかりと分析し、様々な解決策と共にPPP/PFIについても検討し、官と民の最適な関係を模索したうえで、PPP/PFI が有効と判断したうえで導入することが重要としています。



(出典：下水道分野におけるPPP/PFI手法選択のためのガイドライン（令和5年3月）P. 2)

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

国は令和5年度の「PPP/PFI推進アクションプラン」において、下水道事業の官民連携のレベルアップとして新たに「**ウォーターPPP**」を位置付けました。ウォーターPPPは、コンセッション方式（レベル4）と管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称となります。



(出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月）P. 4)

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）は、レベル4に準ずる効果が期待できる官民連携方式として、段階的に移行するための方式です。また、レベル3.5は、下記に示す **4要件** を満たす必要があります。

ウォーターPPPの概要 [管理・更新一体マネジメント方式の要件]

内閣府ホームページ

①長期契約(原則10年) ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

4 要件

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

レベル3.5の4要件の趣旨

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要事業期間を①長期契約(原則10年)で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト縮減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

ウォーターPPP

公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約(10～20年)	長期契約(原則10年)*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事 【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権(抵当権設定) 利用料金直接収受	

*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。
 *2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。
 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年・複数業務による
民間委託
[レベル1～3]

短期契約(3～5年程度)
仕様発注・性能発注
維持管理
修繕

II レベル3.5と1-3の比較

- 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
- また、修繕や更新(改築)に関係する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

下水道: 334施設
工業用水道: 19件

上・工・下一体: 1件(宮城県R4)
 下水道: 3件
 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5)
 工業用水道: 2件(熊本県R3、大阪市R4)

4

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の検討を進める際には、少なくとも一つの処理区を選択（管理者の任意）し、管路施設・ポンプ場等のすべての施設※を対象とする必要があります。

※対象施設を限定する場合は客観的情報に基づいた説明が必要

客観的な情報例：導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の結果や経過、外部有識者による意見、VFMの結果等



（出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月）P. 11）

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

国は令和9年度以降の污水管の改築（緊急輸送道路等の耐震化は除く）に係る国費支援に関して、WPPP導入が決定済みであることを要件化しています。

したがって、ウォーターPPPを導入しない場合、適切な国費支援を受けられず、本市の負担が増加することから、早期の官民連携事業の導入検討が必要となります。

※レベル3.5の場合、当該事業に関する入札・公募を令和8年度までに開始することで要件化を充足

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化

※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

概要とポイント・留意点

交付金等要件化の概要

- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」が必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」とは、レベル3.5の場合、入札・公募が開始されたこと
- 緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている污水管の耐震化は、交付金等要件化の対象外

上記の補足等

- 本GLでは、「ウォーターPPP導入を決定済み」= 交付金等要件化の要件(充足)と表現し、レベル3.5の4要件とは区別して解説
- レベル3.5の場合、導入済みまでは不要だが、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で交付金等要件化の要件充足 ※この趣旨から、例えば、入札・公募以外の民間事業者の選定等の場合、契約締結時点で交付金等要件化の要件充足
- コンセッション方式の場合、議会議決が必要なことから、実施方針の公表時点で交付金等要件化の要件充足
- 「令和9年度以降に要件化」について、交付金等要件化の要件充足と、具体的な国費支援の関係は以下のとおり
 - ※ 例えば、令和9年度当初予算の交付金等を受けるには、令和8年度(R9.3.31)までに要件充足が必要
 - ※ 例えば、(令和9年度の交付金等は不要で、)令和10年度当初予算から交付金等を受けるには、令和9年度までに要件充足が必要
 - ※ 例えば、(令和10年度までの交付金等は不要で、)令和11年度当初予算から交付金等を受けるには、令和10年度までに要件充足が必要
- 交付金等要件化の対象外= 要件充足なくして令和9年度以降の污水管改築の交付金等を受けられる

36

(出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版(令和6年11月)P.36)

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

国費支援は污水管の改築に係るものであり、「社会資本整備総合交付金」、「防災・安全交付金」、個別補助金等が該当します。よって、改築そのものだけでなく、ストックマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断費用も対象となります。本市においても、今後污水管の老朽化が進行するため、計画的な改築を実施する必要があることから、国費支援が必須となります。

交付金等要件化の対象

○ 交付金等要件化の対象は、「污水管の改築に係る国費支援」

※ 交付金等要件化の対象となる交付金等(国費支援)は、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金、沖縄振興公共投資交付金、個別補助金(下水道事業費、下水道防災事業費)を想定

「污水管の改築に係る国費支援」の「污水管」とは？

○ 「污水管」は、「下水道施設の改築について」(令和4.4.1国水事第67号下水道事業課長通知)の別表(1.土木建築・付帯設備)で大分類が「管路施設」の範囲

※ 別表2.機械設備、3.電気設備の改築は交付金等要件化の対象外

- ※ 「処理場」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「ポンプ場」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「マンホールポンプ」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「送泥管」の改築は交付金等要件化の対象か？ → × (対象外)
- ※ 「合流管」の改築は交付金等要件化の対象か？ → ○ (対象)

大分類	中分類	小分類
管路施設	管 道 (マンホール間)	鉄筋コンクリート
		遠心力鉄筋コンクリート
		陶
		硬質塩化ビニル
		FRPM
		鋳 鉄
		ダグタイル鋳鉄
		鋼
		コンクリート
		レジンコンクリート
	樹	コンクリート
		硬質塩化ビニル
	取 付 管	硬質塩化ビニル
		陶
	マ ン ホ ール	遠心力鉄筋コンクリート
		本体(コンクリート製)
		本体(硬質塩化ビニル製)
		本体(レジンコンクリート製)
共 通	内部防食	鉄蓋(車道部)
		鉄蓋(その他)

「污水管の改築に係る国費支援」の「改築に係る国費支援」とは？

○ 「污水管の『改築』に係る国費支援」が交付金等要件化の対象であり、例えば、污水管の新設(未普及対策)等は交付金等要件化の対象外

※ スtockマネジメント計画上の管路、総合地震対策計画上の管路の「改築」も交付金等要件化の対象(ただし、総合地震対策計画上の緊急輸送道路と重要物流道路の下に埋設されている管路の耐震化のみ例外)

※ 污水管に係るストックマネジメント計画や総合地震対策計画の策定や調査・診断の費用は交付金等要件化の対象

(参考)レベル3.5の対象施設・業務範囲として交付金等を受ける污水管改築が設定される必要はあるか？

○ 必要はない

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

対象施設や業務範囲の設定は、客観的な情報（マーケットサウンディング等）に基づいて実施する必要があります。

本市においては、対象施設や業務範囲、4要件などに関するマーケットサウンディングを実施し、その結果を参考に事業スキームを決定します。

概要とポイント・留意点

- 対象施設や業務範囲の設定等に際し、「管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要」が発生する場合がある。
- 管理者が、対外的に説明できる（準備をしておく）ことが必要である（形式等は問わない）。

客観的な情報（一例）

- 導入可能性調査（FS）やマーケットサウンディング（MS）の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFMの結果

客観的な情報には該当しない例

- 既存の経営戦略やストックマネジメント計画等
- 首長、議会、議員等の意向
- 職員の雇用を守る、職員の削減を回避する等の事情
- 国費の要望額に対して、内示額が少なかった等の事情

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

ウォーターPPPの受託者としては、単独の民間事業者等、JV、SPC等の新会社の設立が考えられます。

JV（共同企業体）とは、複数の事業者が共同で事業を実施することに合意して結合した事業組織体のことを指します。

SPCとは、事業を行うために設立された事業会社のことを指します。

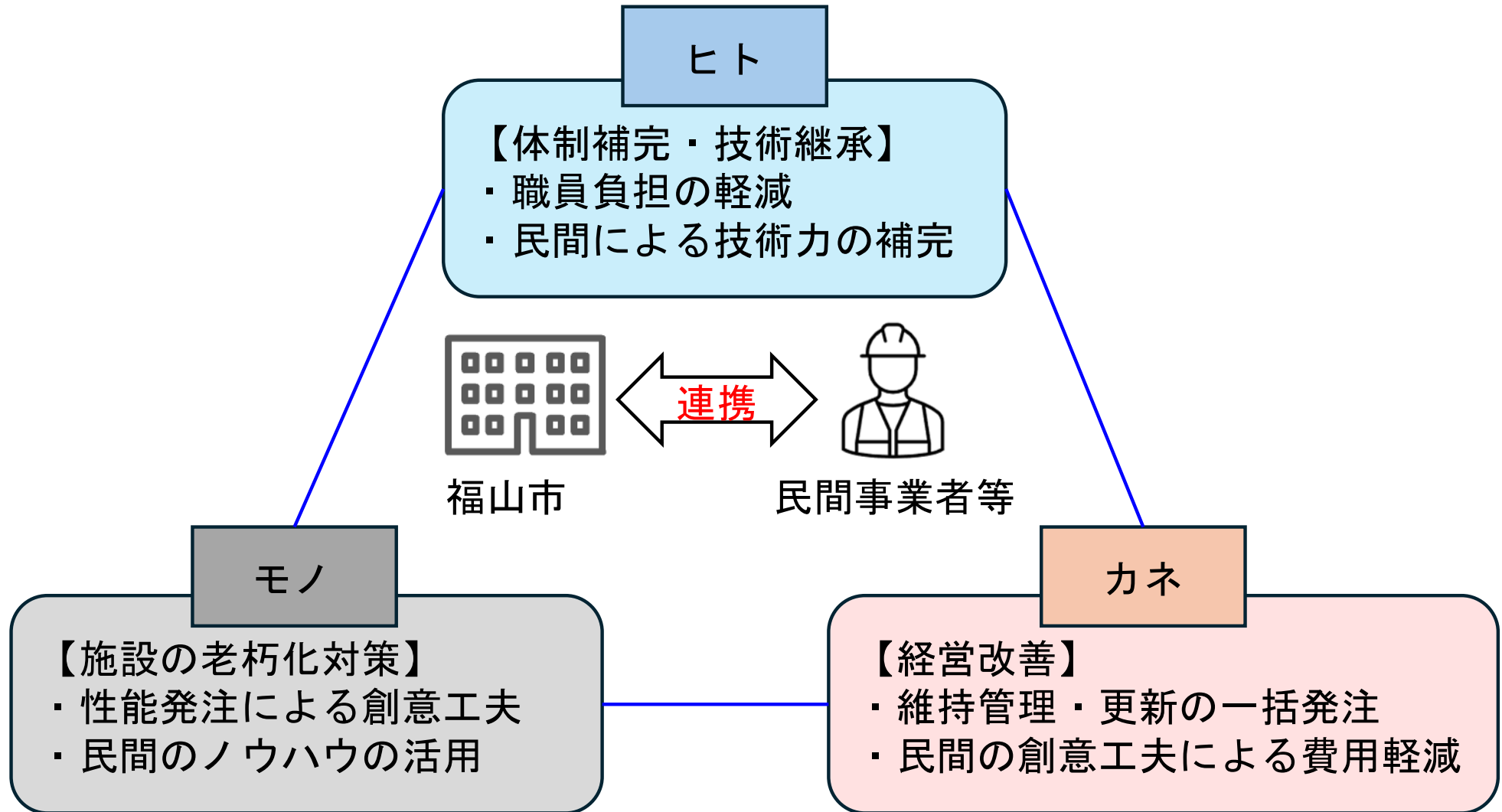
	単独の民間事業者等	JV	SPC等の 新会社の設立
類型			
効果・ メリット	—	●SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易（中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる）	●一体的な事業実施 ●倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ ポイント	●対象施設（処理場等と管路）、業務範囲（維持管理と更新関係）を一元で対応できる民間事業者等は限られる	●一体的な事業実施の観点を考慮 ●中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	●新会社の設立や運営等の負担が大きい ●官出資により、官民会社（三セク）、官会社もある

（出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月）P. 52）

3. ウォーターPPPを導入する必要性について

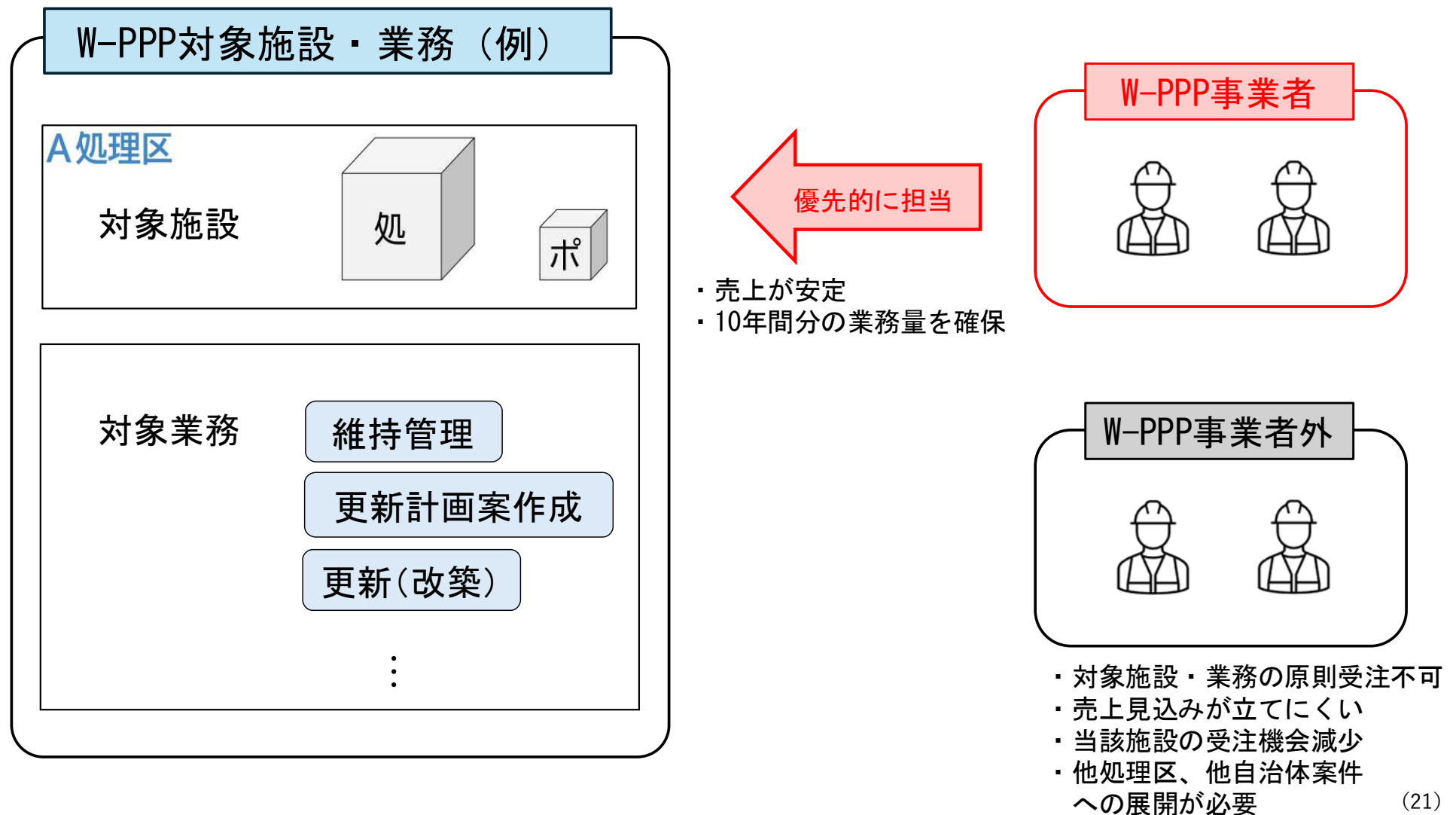
まとめ 福山市が期待するウォーターPPP導入効果

官民連携により、市の体制補完と技術継承を両立する他、維持管理情報を活用した効率的な改築及び事業運営を期待しています。



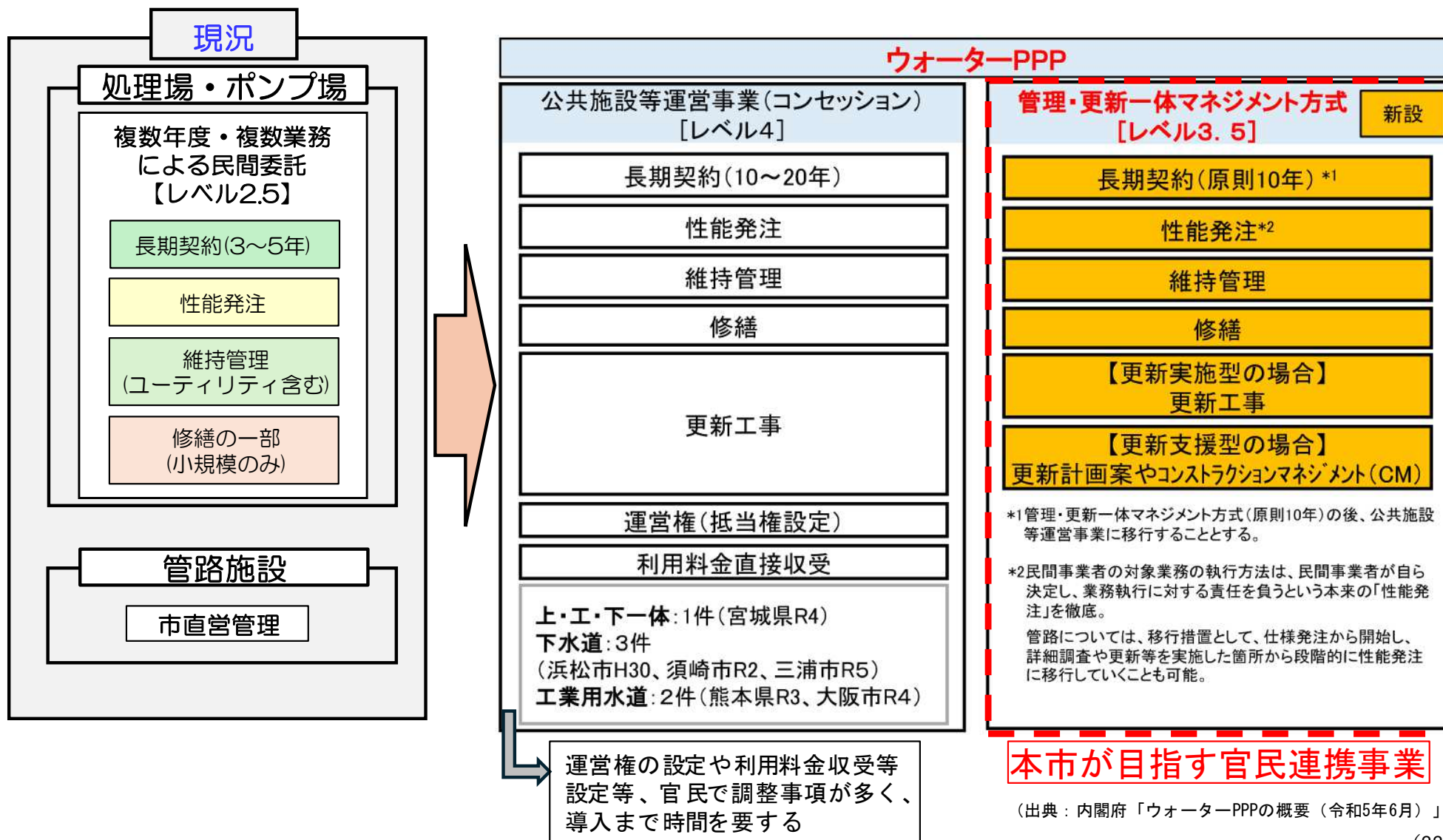
4. ウォーターPPP導入による注意点について

対象施設・業務は原則として10年間はウォーターPPP事業者が優先して担当するため、ウォーターPPP事業に参入できなかった民間事業者は**受注機会が減少**することから、**対象施設・業務の選定は慎重に検討**する必要があります。



5. 福山市の導入検討方針（案）

本市では、下水道事業における課題への対応として、段階的に官民連携方式を実施していく観点から、**管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）**を導入する方針です。



5. 福山市の導入検討方針（案）

本市では、新浜ポンプ場改築事業（DBO方式）が進められており、2028年（令和10年）から第2フェーズがスタートします。管理する雨水排水施設を段階的に拡大し、最終的に一体的に管理する計画のため、雨水排水施設はW-PPP事業の範囲から除外する方針で検討中です。

■対象施設

本事業における対象施設を以下に列記する。

- 合流式雨水ポンプ場： 2施設
- 分流式雨水ポンプ場： 36施設
- 樋門： 12施設
- 除塵機： 1施設
- 計： 51施設

■保有するリスク

その他の施設は、以下に示すリスクを保有しているため、右図に示すように段階的に取込みを行う。

- ✓ 既存施設の耐震性能不足
- ✓ 既存施設・設備の老朽化・劣化
- ✓ 既存施設・設備の再構築の未実施

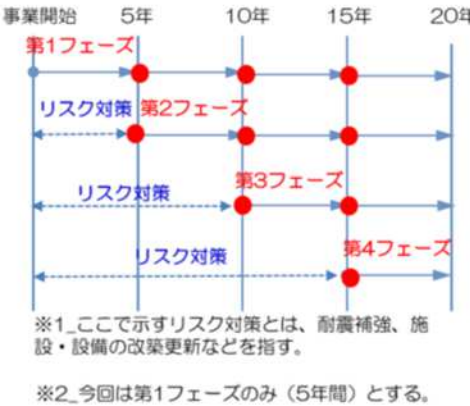
また、各フェーズの契約（●印）に当たっては、別途入札又は随意契約を行うことを基本とする。

なお、各フェーズは、ストックマネジメント計画と合わせ5年間で区切り4分割とする。

■事業期間

事業期間は20年間とする。

ただし、再構築を行い新設する新浜ポンプ場と耐震性能が確保されている中央ポンプ場及び中央雨水滞水池とその他の施設では、保有するリスクが異なるため、契約条件を調整できるように考慮する。



（出典：新浜ポンプ場改築事業に係る事業者選定委員会 説明資料(2/3)

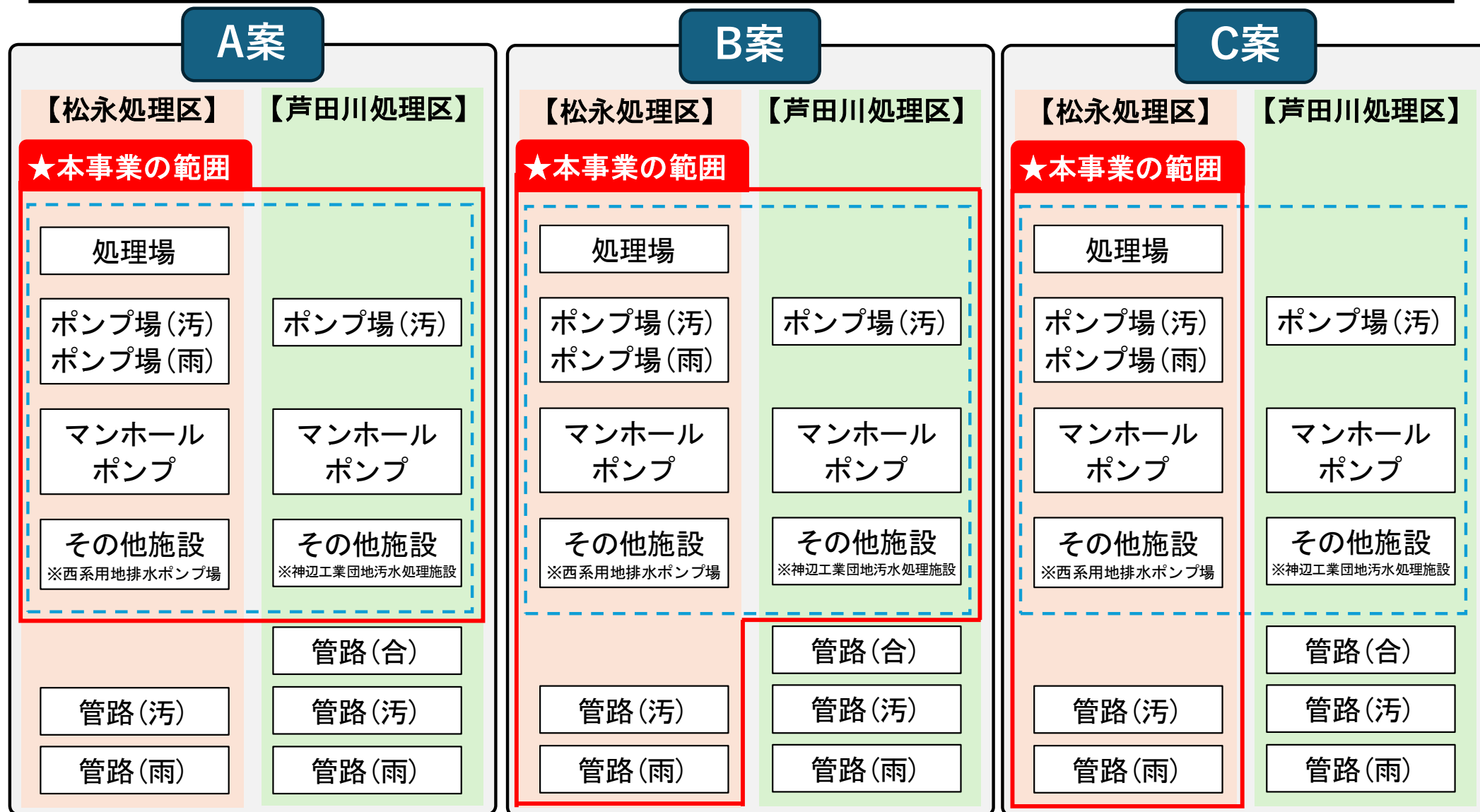
フェーズ	施設名	備考
当初より導入 (DBO) 事業開始から28年間	・新浜ポンプ場（中央ポンプ場、中央雨水滞水池） ※既設新浜ポンプ場及び中央ポンプ場並びに中央雨水滞水池は第1フェーズの開始時期と合わせて事業開始する。	委託レベル (レベル3) (改築工事中 レベル1)
第1フェーズ 事業開始から 20年間	・三吉ポンプ場◎ ・常石ポンプ場◎ ・加屋川排水機◎ ・小山新浜ポンプ場◎ ・相方1号排水機◎ ・田尻町沖新浜排水機（田尻町沖新浜樋門）◎ ・堤防沿川排水機 ・竹ヶ端排水機 ・草戸排水機 ・後地川排水機 ・小桜ポンプ場	委託レベル (レベル1で開始し、 次フェーズで2.5)
第2フェーズ 事業開始5年から15年間	・鹿川地排水機場（釜屋樋門）◎ ・千年ポンプ場（横引ポンプ場）◎ ・大津野ポンプ場◎ ・松永ポンプ場（松永神島貯留施設、防潮ゲート）◎ ・小水百排水機場（小水百樋門）◎ ・能島排水機 ・竹ヶ端排水機場（竹ヶ端樋門） ・森脇仮設内水排除施設 ・宮内調整池 ・春日池除塵機	委託レベル (レベル1で開始し、 次フェーズで2.5)
第3フェーズ 事業開始10年から10年間	・一ツ樋ポンプ場（川口排水機場、川口樋門） ・柳津ポンプ場 ・機織ポンプ場 ・戸手ポンプ場（戸手排水樋門） ・新市ポンプ場（新市排水樋門） ・相生ポンプ場 ・中津原ポンプ場（中津原樋門）	委託レベル (レベル1で開始し、 次フェーズで2.5)
第4フェーズ 事業開始15年から5年間	・大山ポンプ場 ・手城ポンプ場（手城調整樋門、王子樋門） ・松浜ポンプ場（新浜樋門） ・新浜ポンプ場（唐樋排水機場） ・水呑ポンプ場（南新田排水機場） ・千田ポンプ場	委託レベル (レベル2.5)

※表中の施設名の後に◎印があるものは、個人委託を示す。
※表中の施設名に黄色で着色した施設は、建築建屋を有する。

（出典：新浜ポンプ場改築事業に係る事業者選定委員会 説明資料(3/3)

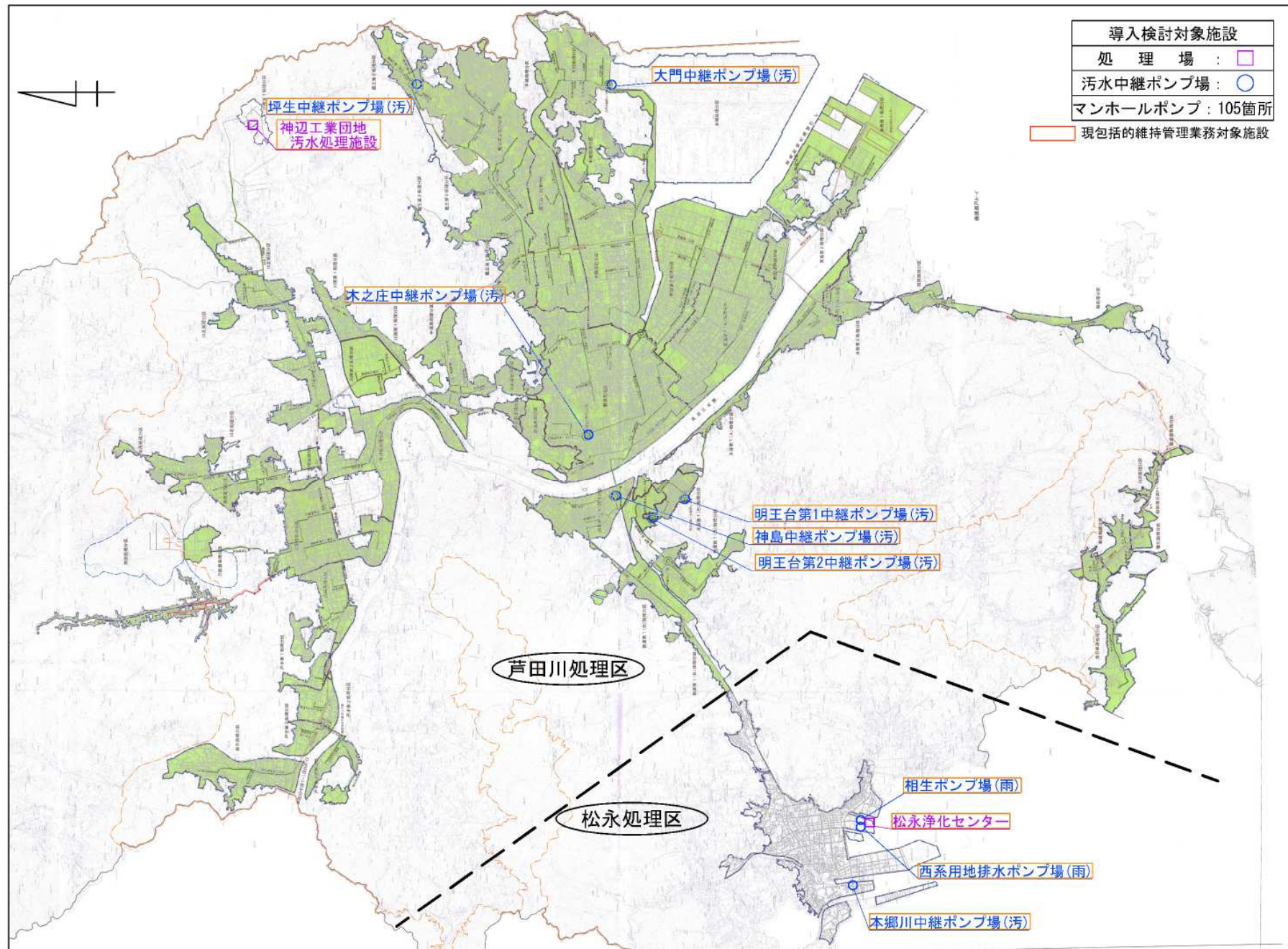
5. 福山市の導入検討方針（案）

本市では、事前に地元企業を中心にプレマーケットサウンディング及び職員アンケートを実施し、導入可能性が高い事業スキーム案として、松永処理区を基本としつつ、下記の3案より対象施設を選定する方針で検討中です。



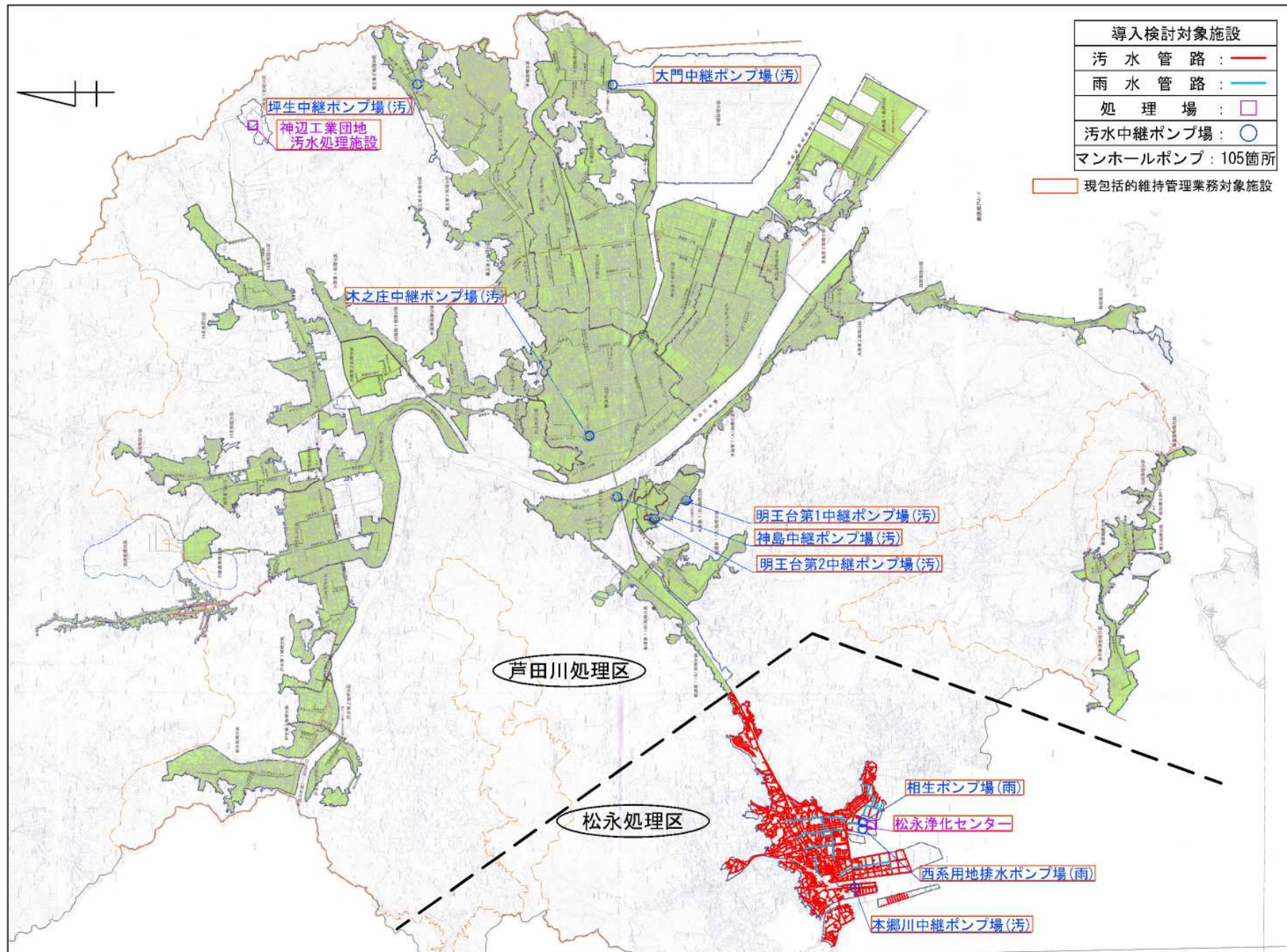
5. 福山市の導入検討方針（案）

A案（全処理区の処理場、ポンプ場、MP及びその他施設を対象とする場合）



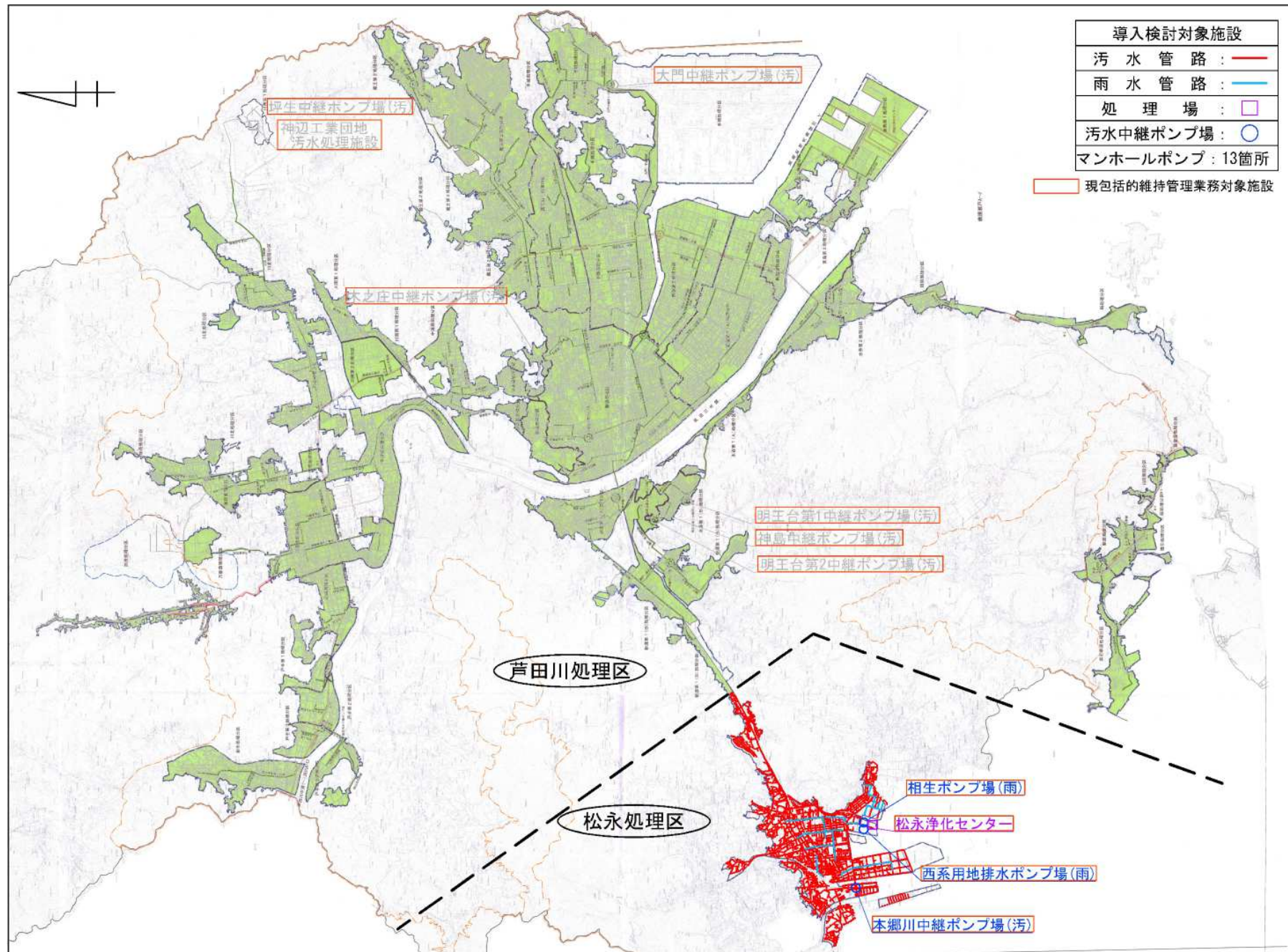
5. 福山市の導入検討方針（案）

B案（A案＋松永処理区の管路を対象とする場合）



5. 福山市の導入検討方針（案）

C案（松永処理区の処理場、ポンプ場、MP、その他施設及び管路を対象とする場合）



5. 福山市の導入検討方針（案）

現時点では、次の施設を検討対象としていますが、今後の検討の中で、具体的に数量を決定します。

【対象施設一覧】

事業	管理区分	施設名称	数量		
			A案	B案	C案
公共 下水道	管路施設	污水管	—	約159km	約159km
		雨水管	—	約8km	約8km
	ポンプ施設	污水中継ポンプ場	7 箇所	7 箇所	1 箇所
		雨水ポンプ場	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	マンホールポンプ	マンホールポンプ	105 箇所	105 箇所	13 箇所
	処理場	松永浄化センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所
その他	ポンプ施設	雨水ポンプ場	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	処理場	神辺工業団地	1 箇所	1 箇所	—

5. 福山市の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について、契約期間は、「**原則10年**」とあることから、10年とする方針とします。

契約
期間

10年とする

第2章

レベル 3.5 の 4 要件

2.1 要件①長期契約（原則 10 年）

契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則 10 年とする。

なお、例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定されうる例外は次の通りである。

- 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
- レベル 4 に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で、事業期間を短く／長く設定
- 5 年間程度の更新支援型と、10 年間程度の更新実施型を組み合わせ、合計 15 年間程度のレベル 3.5 更新実施型
- 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン【レベル 3.5 実施編】第 2 章を参照されたい。）

（出典：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン第2.0版（令和7年4月P.4））

5. 福山市の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について、性能発注は原則実施とあるため、管路施設は可能な範囲での性能発注、ポンプ場等の施設は性能発注とする方向で検討中です。

発注
方式

性能発注とする

仕様発注（従来型）	性能発注
発注者が詳細に使用を想定し、受注者は想定された仕様に忠実に業務を実施する方式	発注者が必要な性能指標を示し、受注者はそれを達成するために業務を実施する方式（詳細は受注者側で決定できる）

管理・更新一体マネジメント方式の要件 ②性能発注

内閣府ホームページ

- 性能発注を原則とする。ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

※ 性能規定の例 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること

※ 性能規定の例 管路施設:適切に保守点検を実施すること(人員、時期、機器、方法等は民間事業者に委ねる。)

概要とポイント・留意点

性能発注の考え方(総論)

- 十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等への適切な規定と、これらに基づくモニタリングの実施が必要であり、また、明確なリスク分担(役割・責任・費用・損害分担等)が重要

※ 性能規定の記載ぶりと、リスク分担の具体的な調整や実現方法等が論点

(出典：下水道事業におけるウォーターPPPガイドライン第1.2版（令和6年11月）)

5. 福山市の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件のうち、「**③維持管理と更新の一体マネジメント**」に関しては、更新実施型、更新支援型は任意に設定が可能です。したがって、段階的な導入実施の観点から、まずは現在の包括民間委託から拡張した「更新支援型」とする方向で検討中です。

PPP/
PFI手法

更新支援型とする

図表 2-1 入札・公募書類等の記載（イメージ）

更新支援型	更新実施型
■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下のとおりである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール (マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理（維持、修繕） □対象施設の更新計画案作成 [□対象施設のコンストラクションマネジメント（CM）] ※含む場合 ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。	■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下のとおりである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール (マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理（維持、修繕） □対象施設の更新計画案作成 □対象施設の改築（の発注） ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。

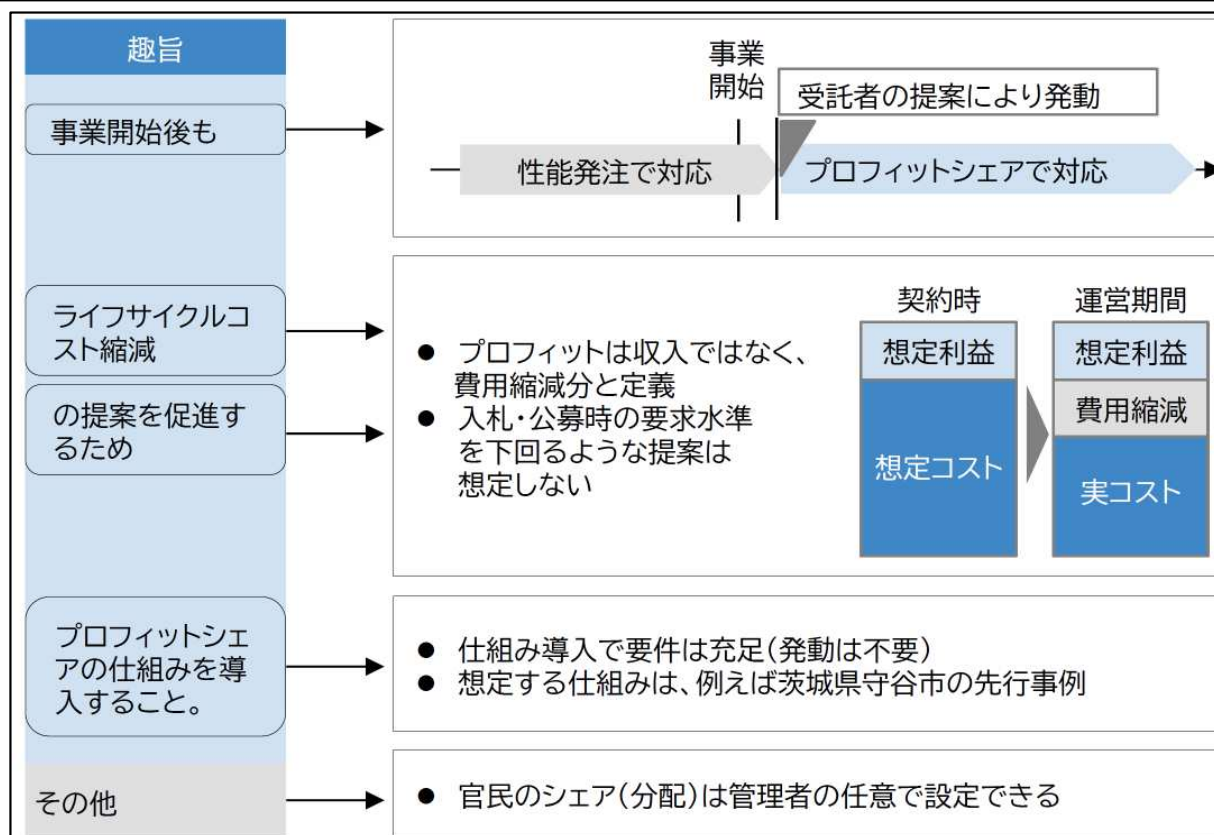
5. 福山市の導入検討方針（案）

管理・更新一体マネジメント（レベル3.5）の4要件の対応について、プロフィットシェアは先行的な事例が少ないことから、国のガイドラインや他都市事例を踏まえつつ、マーケットサウンディングによる民間事業者からの意見を参考にして導入する方向で検討中です。

プロフィット シェア

仕組みを導入する

※今後策定される国のガイドライン等を踏まえて比率や内容を検討



(出典：下水道分野における「水の官民連携」ガイドライン第3.0版【レベル3.5実務編】（令和8年4月）P. 22）

5. 福山市の導入検討方針（案）

現時点での導入予定事業概要	
官民連携方式	管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5） （更新支援型）
対象期間	10年間 【2029年度（令和11年度）～2038年度（令和20年度）】
対象事業	公共下水道事業
対象区域 (意見集約により検討する)	松永処理区、芦田川処理区
対象施設 (意見集約により検討する)	松永浄化センター、汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場、マンホールポンプ、管路施設 神辺工業団地污水处理施設、西系用地排水ポンプ場
対象業務 (意見集約により検討する)	施設の維持管理（維持・修繕）、施設の更新計画案作成
プロフィットシェア	仕組みを導入する

5. 福山市の導入検討方針（案）

現時点では、次の業務を検討対象としていますが、今後の検討の中で、具体的な業務内容を決定します。

【対象業務一覧】

分類	工種	管路施設	汚水中継ポンプ場 マンホールポンプ	処理場
維持管理業務	点検・調査	○	○	○
	運転管理	-	○	○
	水質分析	-	-	○
	ユーティリティ調達	-	○	○
	廃棄物処分	-	-	○
	修繕工事	○	○	○
	住民対応	○	○	○
	緊急対応	○	○	○
	清掃	○	○	○
	災害対応	○	○	○
	台帳データ入力 (工事履歴、維持管理)	○	○	○
改築業務	調査	○	○	○
	更新計画策定	○	○	○
	改築設計	-	-	-
	改築工事	-	-	-
統括管理	業務全体に係る マネジメント	○	○	○
	事業・サービス向上に 資するマネジメント	○	○	○

5. 福山市の導入検討方針（案）

【対象業務内容（維持管理業務）】

分類	工種	対象施設	直近3年の実績	業務内容
維持管理 業務	点検・調査	管路施設	マンホール目視調査：90箇所/年 TVカメラ調査：約4,100m/年	マンホール目視調査 TVカメラ調査
		処理場・ポンプ場	日常点検：週1回または2週1回 定期点検：月1回、年1回	設備の保守点検・目視調査
	運転管理	処理場・ポンプ場	—	機械運転操作
	水質分析	処理場	週1～3回	水質測定・管理
	ユーティリティ調達	処理場・ポンプ場	—	消耗品交換、補充
	廃棄物処分	処理場	約2,900t/年	汚泥等の廃棄
	修繕工事	管路施設	3件/年	管路施設の修繕
		処理場・ポンプ場	約90件/年	設備等の修繕
	住民対応※	管路施設	約300件/年	苦情・事故対応等
		処理場・ポンプ場	0件/年	
	緊急対応※	管路施設	200件/年	苦情・事故対応等
		処理場・ポンプ場	約20件/年	
	清掃	管路施設	約10件/年	管路内清掃
		処理場・ポンプ場	約1,000件/年	設備等の清掃
	台帳データ入力※2 (工事履歴、維持管理)	管路施設	約2,700件/年	工事・維持管理情報の台帳 データ入力(または入力補助)
		処理場・ポンプ場	約170件/年	

※ 福山市全体の実績

分類	工種	対象施設	想定数量	業務内容
調査・ 計画策定 業務	調査	管路施設	工事に応じて	工事に附帯する調査、耐震診断等
		処理場・ポンプ場		
	更新計画策定	管路施設	2回（1回/5年）	ストックマネジメント計画の見直し
		処理場・ポンプ場		

5. 福山市の導入検討方針（案）

【対象業務内容（統括管理）】（1/2）

分類		対象業務	対象施設	想定数量 (10年計)	業務内容
統括管理	業務全体 に係るマ ネジメン ト	一元管理	管路施設 汚水中継ポンプ場 雨水ポンプ場 マンホールポンプ 処理場 その他施設	一式	- 一元的な業務管理 - 官公庁との協議及び関係法令等に基づく手続き
		関係者間調整			- 各種会議の開催（発注者向け、JV企業間） - 受託者間の調整及び書類のとりまとめ
		工程管理			- 業務計画 - 定例会議
		管理者の履行確認の対応			- 履行確認への対応 - 検査対応 - 提案事項への対応
		セルフモニタリング			- 実施計画書の作成 - 報告書の作成、継続的改善
		業務データ管理・情報公開			業務総括、次期への提案、業務の引継ぎ
		事業管理			- 予算・実施費用等の管理 - 業務間での数量・予算の調整等 - インフレスライド - 契約見直し対応
		災害対応			- 災害対応の全体調整 - 災害時維持修繕協定の締結の支援 - BCP訓練の対応

5. 福山市の導入検討方針（案）

【対象業務内容（統括管理）】（2/2）

分類		対象業務	対象施設	想定数量 (10年計)	業務内容
統括管理	業務全体に係るマネジメント	住民への広報、活動・情報公開	管路施設 汚水中継ポンプ場 雨水ポンプ場 マンホールポンプ 処理場 その他施設	一式	・市催事イベント等への広報活動 ・住民への周知文書等の作成・配布
	事業・サービス向上に資するマネジメント	業務改善			・実施結果の分析と課題整理、課題についての改善提案 ・品質向上、コスト削減、住民サービス向上への取組
		新たな社会要請への対応			・中長期的な事業マネジメントの提案 ・次期、官民連携事業に向けた提案
		事業マネジメントの実践			・事業マネジメント計画案作成 ・効率的なデータ管理手法の提案・導入
		技術継承、人材育成			・マニュアル作成、勉強会、人材育成 ・人材確保による執行体制の確保

6. マーケットサウンディング（MS）について

マーケットサウンディングの概要

実施対象：本市下水道事業におけるウォーターPPP（以下W-PPP）、
包括業務委託、官民連携事業に関心をお持ちの法人またはグループ

実施期間：2026年（令和8年）8月17日～ 2026年（令和8年）8月31日

設問内容：①W-PPPへの認識・関心の度合いについて
②下水道事業における業務実績について
③W-PPP参入時の体制・業務内容、事業形態について
④W-PPPに関する意見、要望、課題等について
⑤今後の調査について、その他ご意見について

回答方法：Excel形式の調査票をメールにより回答

回答先：jyougesui-keikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp
（福山市上下水道局工務部上下水道計画課）

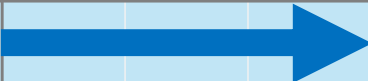
マーケットサウンディングの実施スケジュール

日程	実施内容
2026年（令和8年）8月17日	アンケートの掲載（市HP）
2026年（令和8年）8月31日	アンケート提出期限
2026年（令和8年）9月下旬予定	アンケート結果の公表

7. 今後のスケジュールについて

今後のスケジュールについては、概ね以下に示すとおりとしていますが、変更する場合があります。

今後のスケジュール（案）

	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)
導入可能性調査	 マーケットサウンディングの実施（8、10月の2回予定）  個別対話（必要に応じて）			
契約手続及び 公募の準備	 実施方針(案)・要求水準書(案)の公表  個別対話（必要に応じて）			
契約手続の 実施・契約	  事業者 引継 選定 期間 ◎ 公募			
ウォーターPPP 事業開始	 ◎ 導入			

(お問い合わせについて)

説明内容及びマーケットサウンディングについて、不明点・疑問点等ある場合は、以下の担当までご連絡ください。

■ お問い合わせ先 ■

〒720-8526 広島県福山市古野上町15番25号

福山市 上下水道局 工務部 上下水道計画課

T E L : 084-928-1090 (代表)

E-mail : jyougesui-keikaku@city.fukuyama.hiroshima.jp